



年金

受給者だより

令和8年1月発行



北海道小樽市

主な掲載内容

- ▶ 源泉徴収票を送付しました(老齢・退職給付) 2~3
障害給付および遺族給付は、非課税のため源泉徴収票を発行しておりません。
- ▶ 令和7年度税制改正による
所得税の基礎控除の見直し等について 4~5
- ▶ 再就職している皆様へ 6~7
- ▶ 届書の電子申請について 8

年金受給者だよりのQ & Aは、当組合ホームページをご覧ください。

<https://www.chikyosai.or.jp/>

地方職員共済組合

検索



地方職員共済組合

令和7年中に支給した老齢や退職に関する年金の額と共に組合
障害や遺族に関する年金は、非課税であり組合から所得

源泉徴収票の見方について

令和7年分 公的年金等の源泉徴収票

支 受 け る を 者	住所又は 居 所																									
	氏名	フリガナ				年金証書記号番号																				
				生年月日	明	大	昭	平	年	月	日															
1 区 分		2 支 払 金 額		3 源 泉 徴 収 税 額																						
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分						円																				
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分						円																				
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分						円																				
所得税法第203条の3第7号適用分						円																				
本 人		源泉控除対象配偶者の有無等		控除対象扶養親族の数		16歳未満の 扶養親族の数	障害者の数		非居住者で ある親族の数	社会保険料の金額																
特 別 障 害 者	その他 障 害 者	ひとり親	寡 婦	一般	老人	特定	老人	その他	特別	その他	千 円															
						人	人	人	人	人	内	人	人	人	人	千	円									
	4			5		6	7	8	9																	
源 泉 控 除 対 象 配 偶 者				控 除 対 象 扶 養 親 族				16歳未満の扶養親族																		
(フリガナ)	10		区分	11	1	(フリガナ)	10		区分	11	1	(フリガナ)	10		区分	11										
氏名						氏名						氏名														
(摘要)						2	(フリガナ)					2	(フリガナ)													
				支	法人番号	2700150001147																				
				払	所在地	東京都千代田区平河町2-4-9 地共済センタービル																				
				者	名 称	地方職員共済組合				電話番号 03-3261-9850																

1 「区分」欄

所得税法第203条の3 第1号・第4号適用分	昭和61年3月以前に発生した退職を事由とする年金等の支給を受けている方
所得税法第203条の3 第2号・第5号適用分	退職共済年金の支給を受けている方
所得税法第203条の3 第3号・第6号適用分	当共済組合から支給する次の年金の支給を受けている方 老齢厚生年金・退職共済年金(経過的職域加算額)・退職年金(年金払い退職給付)
所得税法第203条の3 第7号適用分	当組合では本欄の記載対象となる年金を支給していません。

2 「支払金額」欄

令和7年中（令和7年2月支給期から令和7年12月支給期まで）に支払われた年金（令和6年12月分から令和7年11月分まで）の合計額（※）を記載

※所得税等や社会保険料が差引かれる前の金額

から納めた所得税等の額をお知らせしています。
税等を納めていないため、源泉徴収票の発行はありません。

3 「源泉徴収税額」欄

令和7年中(令和7年2月支給期から令和7年12月支給期まで)に支払われた年金(令和6年12月分から令和7年11月分まで)から源泉徴収された所得税額および復興特別所得税額の合計額を記載
なお、税制改正に伴う基礎控除額の引上げにより令和7年12月支給期で受給者の方に還付した源泉徴収税精算後の所得税額を記載(詳細は次ページ「1 基礎控除額の見直し」)

4 「本人」欄

該当する場合に「*」を記載

5 「源泉控除対象配偶者の有無等」欄

「一般」欄 源泉控除対象配偶者(老人控除対象配偶者を除きます。)がいる場合には「*」を記載

「老人」欄 老人控除対象配偶者(源泉控除対象配偶者のうち、70歳以上の配偶者で令和7年中の所得の見積額が48万円以下の方)がいる場合には「*」を記載

6 「控除対象扶養親族の数」欄

「特定」欄 19歳以上23歳未満の扶養親族がいる場合には「人数」を記載

「老人」欄 70歳以上の扶養親族がいる場合には「人数」を記載

「その他」欄 特定、老人以外の扶養親族がいる場合には「人数」を記載

7 「16歳未満の扶養親族の数」欄

該当する方の「人数」を記載

扶養控除の対象外であるが、障害者に該当する場合は障害者控除を適用

8 「障害者の数」欄

「特別」欄 線の右側には、生計を同じくする配偶者や扶養親族が特別障害者である場合の「人数」を、
線の左側には、そのうち同居を常としている方の「人数」を記載

「その他」欄 生計を同じくする配偶者や扶養親族が特別障害者以外の障害者である場合の「人数」を記載

9 「社会保険料の金額」欄

居住地の市区町村からの徴収依頼に基づき年金から控除された「介護保険料」および「後期高齢者医療保険料」(または、「国民健康保険料(国民健康保険税)」)の年間徴収額を記載

10 「源泉控除対象配偶者」、「控除対象扶養親族」および「16歳未満の扶養親族」欄

源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族および16歳未満の扶養親族の氏名を漢字で記載
(フリガナは記載していません)

11 非居住者である場合には、「区分」欄に「○」を記載

「源泉徴収票に関するQ&A」を

当組合のホームページに掲載していますので、そちらも参考にしてください。



令和7年度税制改正による 所得税の基礎控除の見直し等について

令和7年度の税制改正において、①基礎控除額の見直し、②特定親族特別控除の創設、③扶養控除対象となる扶養親族等の所得要件の引上げが行われました。これらの改正は、令和7年12月1日に施行され、令和7年の1年間分の支払いから適用されます。

1 基礎控除額の見直し

所得税法の改正に伴い、基礎控除額が引上げされました。

この改正により、令和7年の1年間分の所得税について、改正後の基礎的控除額を適用して再計算し、生じた差額は、令和7年12月支給期に精算のうえ還付税としてお支払いしました。

この共済組合による年末精算は、令和7年のみとなりますのでご了承ください。

なお、令和7年分の公的年金等の源泉徴収税額の計算に用いる基礎的控除額は、次の表のとおりです。

受給者の年齢	基礎的控除額	
	令和7年12月の精算時	令和7年の各月の年金支払時
65歳以上	公的年金等の月割額 × 25% + 100,000円 (165,000円未満となる場合は、165,000円)	公的年金等の月割額 × 25% + 65,000円 (135,000円未満となる場合は、135,000円)
65歳未満	公的年金等の月割額 × 25% + 100,000円 (125,000円未満となる場合は、125,000円)	公的年金等の月割額 × 25% + 65,000円 (90,000円未満となる場合は、90,000円)

また、令和8年2月支給期以降は、次の表で示された税制改正後の基礎的控除額に基づき所得税を算定します。

受給者の年齢	その年中に支払を受ける公的年金等の額	基礎的控除額	
		令和8年分	令和9年分以後
65歳以上	老齢基礎年金の受給対象の方：163万円以下 (上記以外の方 (旧法の退職年金等)：242万円以下)	公的年金等の月割額 × 25% + 105,000円 (175,000円未満となる場合は、175,000円)	
	老齢基礎年金の受給対象の方：163万円超 (上記以外の方 (旧法の退職年金等)：242万円超)	公的年金等の月割額 × 25% + 100,000円 (165,000円未満となる場合は、165,000円)	公的年金等の月割額 × 25% + 75,000円 (140,000円未満となる場合は、140,000円)
65歳未満	213万円以下	公的年金等の月割額 × 25% + 105,000円 (130,000円未満となる場合は、130,000円)	
	213万円超	公的年金等の月割額 × 25% + 100,000円 (125,000円未満となる場合は、125,000円)	公的年金等の月割額 × 25% + 75,000円 (100,000円未満となる場合は、100,000円)

2 特定親族特別控除の創設

特定親族とは、受給者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族(配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、合計所得金額が58万円超123万円以下の人にいい、このうち、合計所得金額が58万円超85万円以下の人には、公的年金等の特定親族特別控除を受けることができます。

令和7年分の所得税について、特定親族特別控除の適用を受けようとする場合には、確定申告を行うことで精算することができます。

3 扶養控除対象となる扶養親族等の所得要件の引上げ

公的年金等の扶養親族等の所得要件が48万円以下から58万円以下へ引き上げられました。

この改正により、扶養控除対象外であった方が要件を満たして扶養控除対象となり、令和7年分の所得税について扶養控除等の適用を受けようとする場合には、確定申告を行うことで精算することができます。

4 源泉徴収を要しない公的年金等の額が次の表のとおり改正されました

受給者の年齢	その年中に支払を受けるべき公的年金等の額	
	令和8年分以後	(参考)令和7年分以前
65歳以上	老齢基礎年金の受給対象の方	127万円
	上記以外(旧法の退職年金等)の方	205万円
65歳未満	155万円	108万円

5 令和7年分に係る確定申告について

次の場合は、確定申告により精算をすることになります。

① 令和7年12月支給期に公的年金等の支払いが無い場合

この場合、上記①にかかる所得税の精算が行われないため、令和7年分の公的年金等について源泉徴収された税額があるときには、確定申告を行うことで精算することができます。

② 上記②及び③の適用を受ける場合



その他、確定申告の手続きが必要かどうか、手続きの内容等、確定申告に関することは、お近くの税務署にお問い合わせください。

6 令和8年2月支給期の支払いについて

令和8年2月支給期以降はこの基礎控除額の引上げに伴う還付はありませんので、令和7年12月支給期と比較すると支給額が減額となります。

また、各期支払額において1円未満の端数が生じたときはこれを切捨て、切り捨てた端数の合計額が1円以上となる場合、その合計額(合計額にさらに1円未満の端数が生じた場合は切捨て)を2月支給期の支払額に加算して支払います。4月支給期等の支払額がこの端数調整のみの場合、年金支払通知書は発行しておりませんのでご承知おきください。

e-Tax(国税電子申告・納税システム)で確定申告を行う方へ

当組合のホームページから、

「源泉徴収票マイナポ連携」のボタンをクリック又は
二次元コードで進み、e-私書箱というシステムに登録
しますと、e-Taxでの確定申告の際に当組合が發
行する源泉徴収票のデータが連携されます。

※別途マイナポータルへの登録が必要です。

当組合のホームページの

地方職員共済組合
マイナ手続きポータル

又は



二次元コード

「源泉徴収票マイナポ連携」の
ボタンをクリック

再就職している皆様へ



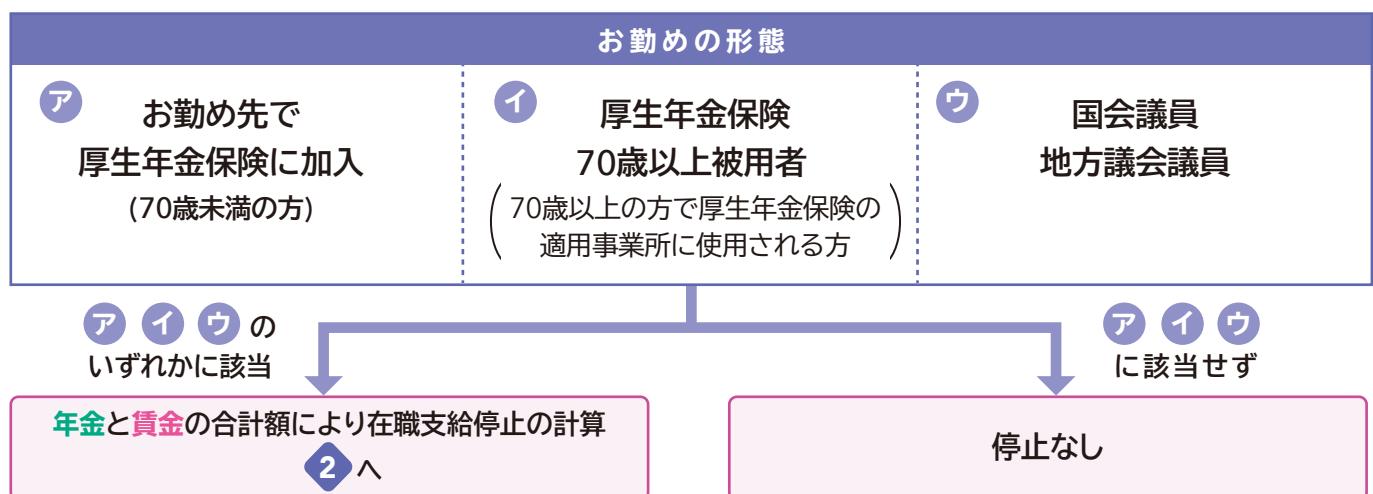
1 お勤めされている間の年金の停止 (在職支給停止)について

1 お勤めの形態

お勤めの形態によっては、年金の一部または全部が停止されることがあります。



国会議員や地方議会議員に就任した場合は、届出が必要です！
届出が遅れると過払いとなることがあります。



年金

(退職共済年金+老齢厚生年金) × 1/12

職域年金相当部分(経過的職域加算額)、経過的加算額(65歳以上)、加給年金額を除きます。

賃金

標準報酬月額 + (直近1年間の標準賞与額 × 1/12)

直近1年間の標準賞与額は次項をご参照ください^(※)。

※70歳以上の方の場合には標準報酬月額に相当する額、標準賞与に相当する額となります。

2 在職支給停止の計算(1か月当たりの停止額)

年金と賃金の合計額が51万円^(※)を超えたたら、年金の全部または一部が停止されます。

年金と賃金の合計額

51万円以下

停止なし

51万円を超える場合(停止額を計算)

【停止額(月額)】

(年金+賃金-51万円)×1/2

(注)停止額の計算を行った結果、報酬比例部分
(厚生年金相当部分)が全額停止となる場合、
「加給年金額」も併せて全額停止されます。

計算例

老齢厚生年金の決定年金額が132万円、標準報酬月額が44万円(賞与の支給なし)の場合

1か月あたりの年金額 $132\text{万円} \div 12\text{か月} = 11\text{万円}$

$$\text{停止額(月額)} = \left(\frac{11\text{万円}}{\text{老齢厚生年金支給額(月額)}} + \frac{44\text{万円}}{\text{標準報酬月額}} - 51\text{万円} \right) \times 1/2 = 2\text{万円}$$

→ 1か月あたり11万円の年金のうち、2万円が停止、9万円が支給される。

老齢厚生年金の決定年金額132万円のうち、24万円は停止となり、108万円が支給される。

※51万円については令和8年4月以降、62万円を基準とする額に改正されます。

2 標準報酬月額について

ご質問の多い内容です。



1 標準報酬月額

- 基本給のほか、通勤手当、残業手当などの各種手当を加えた総支給額により算出します。
- 1等級(8万8千円)～32等級(65万円)に区分された等級の金額です。
- 毎年、事業主(勤務先)から年金事務所等へ届け出ることにより決定します(定時決定)。
- 定時決定をした後に、再就職先の給料等に大幅な変更があった場合は、次の定時決定を待たずに標準報酬月額を改定します(随時改定)。

適用される標準報酬月額		適用時期
定時決定	4月～6月に支払った報酬月額の平均による等級額	9月～翌年8月まで
随時改定	基本給等の固定給が変動した月以後、3か月の報酬月額平均による等級額(2等級以上差が生じたとき)	固定給の変動月から数えて4か月目の月から ・6月以前の改定…当年8月まで ・7月以後の改定…翌年8月まで

※標準報酬月額の決定・改定については、勤務先または最寄りの年金事務所にお尋ねください。

2 給料が大幅に変動した場合の在職支給停止

例えば、4月から基本給等の固定給が変動し、4月～6月の平均で算出した標準報酬月額の等級が大幅(2等級以上)に変動した場合は、標準報酬月額が7月から改定され(随時改定)、7月分の年金から停止額が変更となります。なお、7月分の年金は8月支給期に支払われますが、日本年金機構等から標準報酬月額の情報提供が遅れた場合は、その後の情報提供があり次第、7月分に遡って年金支給額を調整します。

3 直近1年間の標準賞与額について

1 標準賞与額

- 名称を問わず、3ヶ月を超える期間ごとに受けるもののことです。
- その月に支払われた賞与額の1,000円未満を切り捨て、上限は150万円です。

2 在職支給停止の計算に使用する直近1年間の「標準賞与額」の範囲

■ 標準賞与額の範囲(6月と12月に賞与が支給されたケース)



「標準賞与額(令和8年2月支給期)」の範囲

令和8年2月支給期は、「令和7年12月分」と「令和8年1月分」の年金が支給されますが、在職支給停止の計算に使用する直近1年間の標準賞与額の範囲は、次のとおりとなります。

ア の範囲

(令和7年1月～令和7年12月の賞与が対象)

1 の範囲

(令和7年2月～令和8年1月の賞与が対象)

3 「標準賞与額」の仮計算

令和8年2月支給期において、日本年金機構等から令和7年12月の標準賞与額の情報提供が遅れている場合は、令和6年12月と令和7年6月の標準賞与額(ウの範囲)を仮に使用して在職支給停止を計算し、令和8年4月支給期以降に差額を調整します。

氏名・住所・金融機関の変更、現況届の提出について 「e-私書箱」での電子申請が開始されます

(令和8年4月開始予定)

年金受給者様がスマートフォン等からマイナポータルと連携した「e-私書箱」にアクセスすることで、以下の届出がいつでもオンラインで申請可能となります。



- | | |
|----------------|--------------|
| 氏名変更届 | 住所変更届 |
| 金融機関変更届 | 現況届 |

当組合のホームページ上のボタンはこちら

地方職員共済組合
マイナ手続きポータル

※ 詳細につきましては、当組合ホームページに掲載予定の案内をご確認ください。

こんなときにはご連絡ください！

下表の事由に該当した場合は、届出が必要となりますので年金相談窓口までご連絡ください。
ご連絡の際には、お手元に「年金証書記号番号（8594から始まる番号）」または「基礎年金番号」のわかるものをご用意ください。

地方職員共済組合本部 年金相談窓口



03-3261-9850

月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）
午前9時から午後5時まで

音声案内の途中でも
番号の選択ができます！



音声案内が流れますので、
相談員にご相談されたい方は
2 を押してください

届出が必要な事由

- 年金受給者が死亡したとき*
- 遺族給付を受けていた方が婚姻等をしたとき*
- 加給年金額対象者が65歳前に年金を受給することとなったとき HP
- 加給年金額対象者と離婚したときや死亡したとき等 HP
- 国会議員または地方議会議員になったとき HP
- 年金受取金融機関を変更するとき 自動音声受付
- 氏名を変更したとき HP
- 源泉徴収票の再交付を希望するとき HP 自動音声受付
- 扶養親族等申告書の申告内容に変更が生じたとき HP 自動音声受付
- 年金証書、改定通知書、支払通知書の再交付を希望するとき HP 自動音声受付
- 行方不明になったとき HP 自動音声受付

*受給者がお亡くなりになったときや遺族給付を受けている方が婚姻等されたときは、すみやかに年金相談窓口へご連絡ください。
複数の年金を受給されている方は、それぞれの実施機関に連絡していただく必要がありますので、ご注意ください。

HP は、当組合のホームページから届出様式がダウンロードできます。

「年金関係書類ダウンロード」はこちら

→ URL : <https://www.chikyosai.or.jp/guide/download/index.html>



自動音声受付 は、年金関係様式の送付自動受付サービスより24時間いつでも受け付けております。

「年金関係様式の送付自動受付サービス」はこちら

→ TEL : 03-3261-9850